

**小谷地域公共交通（おまるめ山バス）導入車両の
移動円滑化基準適用除外認定申請について**

令和 5 年 7 月 2 1 日提出

東広島市地域公共交通会議

会長 塚井 誠人

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法、平成 1 8 年法律第 9 1 号）では、車両の新規導入の際には低床や車いすを利用した乗車ができることなどのバリアフリー基準の適合が義務付けられている。

しかし、想定される利用者数、道路や地形上の問題等によりバリアフリー基準を満たすことが困難である場合、公共交通会議の協議を調べ地方運輸局に申請し認定を受けることで、移動等円滑化基準の一部が適用除外となる。

この度小谷地域公共交通（「おまるめ山バス」）に使用する車両について、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」（平成 18 年国土交通省）第 43 条の規定に基づき適用除外認定申請を行うことの東広島市地域公共交通会議の合意を求めるものである。

なお、常用車両として配置予定の乗車定員 10 名のジャンボタクシーについては、現在運行事業者が今回申請予定車両と同種同型の車両を発注中であり、今秋に納車予定であるため、納車後、新しい車両への変更申請を行う。

1 移動円滑化基準適用除外認定を必要とする理由

令和 5 年 1 0 月より運行開始する「おまるめ山バス」に使用する車両は、白市交通でタクシーとして利用している乗車定員 1 0 人のジャンボタクシーを 1 台、予備車として乗車定員 5 人の車両を 2 台体制で利用することとしている。

「おまるめ山バス」は主に小谷地域の車を持たない住民の生活移動を担うものであり、事前のアンケート調査結果から、想定される利用者は 1 便あたり 3 人程度と想定され、使用する車両は移動円滑化基準に適合するための改造等が物理的に困難な車両である。

これらのことから、「移動円滑化基準除外自動車の認定要領」第 3 項第 4 号の「車両総重量 5 t 以下であって乗車定員が 2 3 人以下の自動車」として移動円滑化基準適用除外の認定を申請する。

2 新規導入車両詳細

【車両の詳細】

資料5のとおり

【新規導入車両を使用する路線・区域】

おまるめ山バス路線図のとおり

【使用者】

住所：広島県東広島市高屋町小谷 3374-1

会社名：有限会社 白市交通

3 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

- ・第37条第2項第1号 乗降口の幅
- ・第37条第2項第2号 乗降口のスロープ
- ・第38条第1項 床の高さ
- ・第39条 車椅子スペース
- ・第40条第1項 通路の幅
- ・第40条第2項 通路の手すりの間隔
- ・第41条 運行情報提供設備等

4 その他

- ・車椅子利用者からの問合せがあった場合には、福祉タクシーを案内することとしている。
- ・筆話用の紙とボールペンを車内に常備する。

新規導入車両の移動円滑化基準適用除外認定について

1. 移動円滑化基準適用除外認定とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法、平成18年法律第91号）では、車両の新規導入の際には低床や車いすを利用した乗車ができることなどのバリアフリー基準の適合が義務付けられている。

しかし、想定される利用者数、道路や地形上の問題等によりバリアフリー基準を満たすことが困難である場合、公共交通会議の協議を調べ地方運輸局に申請し認定を受けることで、移動等円滑化基準の一部が適用除外となる。

2. 移動円滑化基準適用除外認定を必要とする理由

令和5年10月より運行開始する「おまるめ山バス」に使用する車両は、白市交通でタクシーとして利用している乗車定員10人のジャンボタクシーを1台、予備車として乗車定員5人の車両を2台体制で利用することとしている。

「おまるめ山バス」は主に小谷地域の車を持たない住民の生活移動を担うものであり、事前のアンケート調査結果から、想定される利用者は1便あたり3人程度と想定され、使用する車両は移動円滑化基準に適合するための改造等が物理的に困難な車両である。

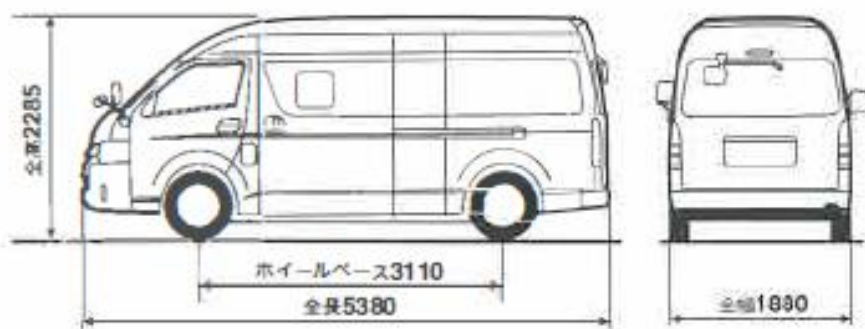
これらのことから、「移動円滑化基準除外自動車の認定要領」第3項第4号の「車両総重量5t以下であって乗車定員が23人以下の自動車」として移動円滑化基準適用除外の認定を申請する。

なお、車いす利用者からの問合せがあった場合には、福祉タクシーを案内することとしている。

3. 新規導入車両

車名	型式	車体番号	定員	総重量
トヨタ（194）	CBA-TRH224W	TRH224-0007543	10	2,030kg

【車両の寸法】 CBA-TRH224W



4. 新規導入車両を使用する路線・区域

おまるめ山バス

5. 使用者

住所：広島県東広島市高屋町小谷 3374-1

会社名：有限会社 白市交通

6. 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

- | | |
|--------------------|-----------|
| ・ 第 37 条第 2 項第 1 号 | 乗降口の幅 |
| ・ 第 37 条第 2 項第 2 号 | 乗降口のスロープ |
| ・ 第 38 条第 1 項 | 床の高さ |
| ・ 第 39 条 | 車イススペース |
| ・ 第 40 条第 1 項 | 通路の幅 |
| ・ 第 40 条第 2 項 | 通路の手すりの間隔 |
| ・ 第 41 条 | 運行情報提供設備等 |

CBA—TRH224W



ステップの色（黄色の蛍光テープ）



乗降口の幅（114 cm）



床面の高さ（59cm）



通路幅（33 cm）



床面（マット敷き）



行き先表示



筆談対応可能の掲示

新規導入車両の移動円滑化基準適用除外認定について

1. 移動円滑化基準適用除外認定とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法、平成１８年法律第９１号）では、車両の新規導入の際には低床や車いすを利用した乗車ができることなどのバリアフリー基準の適合が義務付けられている。

しかし、想定される利用者数、道路や地形上の問題等によりバリアフリー基準を満たすことが困難である場合、公共交通会議の協議を調え地方運輸局に申請し認定を受けることで、移動等円滑化基準の一部が適用除外となる。

2. 移動円滑化基準適用除外認定を必要とする理由

令和５年１０月より運行開始する「おまるめ山バス」に使用する車両は、白市交通でタクシーとして利用している乗車定員１０人のジャンボタクシーを１台、予備車として乗車定員５人の車両を２台体制で利用することとしている。

「おまるめ山バス」は主に小谷地域の車を持たない住民の生活移動を担うものであり、事前のアンケート調査結果から、想定される利用者は１便あたり３人程度と想定され、使用する車両は移動円滑化基準に適合するための改造等が物理的に困難な車両である。

これらのことから、「移動円滑化基準除外自動車の認定要領」第３項第４号の「車両総重量５ｔ以下であって乗車定員が２３人以下の自動車」として移動円滑化基準適用除外の認定を申請する。

なお、車いす利用者からの問合せがあった場合には、福祉タクシーを案内することとしている。

3. 新規導入車両

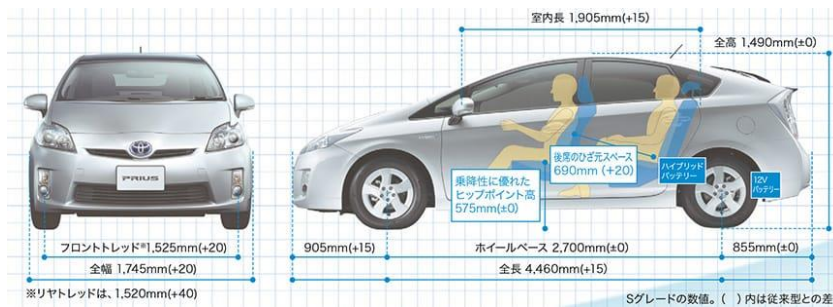
車名	型式	車体番号	定員	総重量
トヨタ	DBA-TSS11	TSS11-9027247	5	1,665 kg
トヨタ	DBA-TSS11	TSS11-9026218	5	1,665 kg
トヨタ	DBA-TSS11	TSS11-9017610	5	1,665 kg
トヨタ	DAA-ZVW30	ZVW30-1346884	5	1,625 kg
トヨタ	DAA-ZVW30	ZVW30-1382376	5	1,625 kg
トヨタ	DAA-NHW20	NHW20-3536198	5	1,535 kg
トヨタ	DAA-NHW20	NHW20-7835111	5	1,575 kg
トヨタ	ABA-YXS11	YXS11-0113632	5	1,595 kg

【車両の寸法】 DBA-TSS11

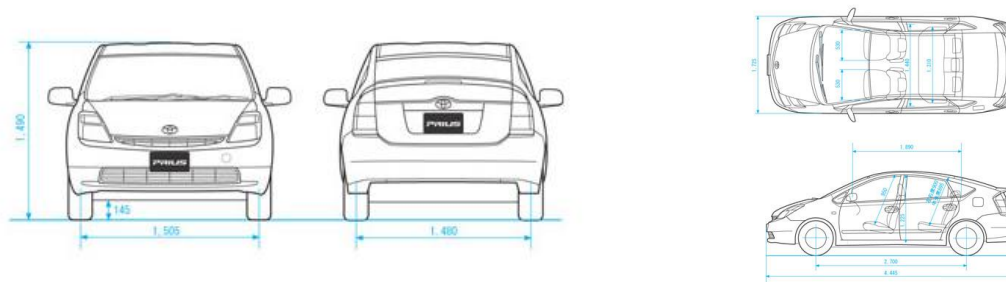


寸法・重量	
全長	4,590 mm
全幅	1,695 mm
全高	1,525 mm
ホイールベース	2,680 mm
最低地上高 (未積載時)	160 mm
車両重量	1,390 kg
車両総重量	1,665 kg

【車両の寸法】 DAA-ZVW30



【車両の寸法】 DAA-NHW20



【車両の寸法】 ABA-YXS11



ホイールベース	2680mm
トレッド前/後	1455/1400mm
全長×全幅×全高	4590×1695×1515mm
室内長×室内幅×室内高	1955×1455×1225mm
車両重量	1320kg

4. 新規導入車両を使用する路線・区域

おまるめ山バス

5. 使用者

住所：広島県東広島市高屋町小谷 3374-1

会社名：有限会社 白市交通

6. 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

- | | |
|--------------------|-----------|
| ・ 第 37 条第 2 項第 1 号 | 乗降口の幅 |
| ・ 第 37 条第 2 項第 2 号 | 乗降口のスロープ |
| ・ 第 38 条第 1 項 | 床の高さ |
| ・ 第 39 条 | 車イススペース |
| ・ 第 40 条第 1 項 | 通路の幅 |
| ・ 第 40 条第 2 項 | 通路の手すりの間隔 |
| ・ 第 41 条 | 運行情報提供設備等 |

DBA-TSS11



ステップの色（左：助手席、中：後部座席左側、右：後部座席右側）

床面（マット敷き）



乗降口の幅（助手席 63 cm、後部座席 48 cm）



床面の高さ（助手席 37 cm、後部座席 38cm）



行き先表示



筆談対応可能の掲示

DAA-ZVW30



ステップの色（左：助手席、中：後部座席左側、右：後部座席右側）

床面（マット敷き）



乗降口の幅（助手席 73 cm、後部座席 52 cm）



床面の高さ（助手席側 36cm、後部座席 37 cm）



行き先表示



筆談対応可能の掲示



ステップの色（左：助手席、中：後部座席左側、右：後部座席右側）

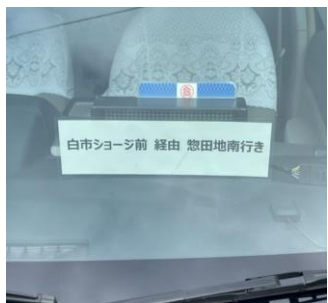
床面（マット敷き）



乗降口の幅（助手席 73 cm、後部座席 56 cm）



床面の高さ（助手席 35 cm、後部座席 36cm）



行き先表示



筆談対応可能の掲示

ABA-YXS11



ステップの色（左：助手席、中：後部座席左側、右：後部座席右側）

床面（マット敷き）



乗降口の幅（助手席 73 cm、後部座席 56 cm）



床面の高さ（助手席 35 cm、後部座席 36 cm）



行き先表示



筆談対応可能の掲示